

## 農業（水稻）用水基準

本基準は、農業用水の水質に係る環境基準の基礎資料とするため、昭和45年農林省公害研究会が学識経験者、研究者等の協力を得て、各種調査研究成果に基づいて、水稻を対象として策定したものである。

項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	6.0 ~ 7.5
COD (化学的酸素要求量)	6 mg/l 以下
SS (無機浮遊物質)	1.00 mg/l 以下
DO (溶存酸素)	5 mg/l 以上
T-N (全窒素濃度)	1 mg/l 以下
EC (電気伝導度)	300 $\mu$ S/cm 以下
As (砒素)	0.05 mg/l 以下
Zn (亜鉛)	0.5 mg/l 以下
Cu (銅)	0.02 mg/l 以下

注1：本基準は、汚濁物質項目別に被害（収穫率低下等）が発生しないための許容限界濃度として策定されたものである。作物の汚濁物質濃度に対する感受性は作物の種類、個体、生育時期、栽培法、環境条件、汚濁成分相互の相乗作用や拮抗作用等によって変わってくること、また、被害発生の様相は土壤の種類、汚濁物質の形態等によって異なることなどから、この基準値を超過すれば直ちに被害が発生するということではなく、水域の諸条件を考慮する必要がある。

注2：本基準が策定された当時は、濃度の単位としてppm、電気伝導度の単位として $\mu$ u/cmが用いられていたが、現在日本工業規格(JIS)の単位系の表記方法も変更され、濃度の単位系はmg/l、電気伝導度の単位系は $\mu$ S/cmとされていることから、本表では現行の単位系によって表記している。(当時と数字が変わっているのは、電気伝導度：0.3 $\mu$ u/cm→300 $\mu$ S/cmのみである。)